事務連絡

令和７年３月１４日

道路占用者　各位

筑紫野市長　平井　一三

　　（建設部　管理保全課）

道路占用物件の適正管理について（依頼）

　昨今、埼玉県八潮市を始め、全国各地において道路占用物件が原因と思われる道路事故が多数発生しております。

　道路法の規定では、道路の占用の許可を受けたすべての者（道路占用者）に対し、「道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の該当占用物件の適切な維持管理を行うこととする」と占用者の義務が明記されております。

　つきましては、道路占用者として、下記の件をご承知おきくださいますとともに、改めて適切な占用物件の維持管理の徹底をお願いいたします。

記

１　道路占用物件の管理箇所や点検・確認をいただきたい事例

　　　・地下埋設管に破損もしくは重篤な劣化がないか

　　　・マンホールや仕切弁の蓋などの飛び出しや舗装との段差などはないか

・電柱、消火栓箱や消火栓標識などに転倒のおそれがないか

２　緊急時の対応

　　　道路占用物件に起因して、現に道路の構造や交通に支障が生じ、道路利用者その他第三者への危害を防止する必要があると認められる場合、道路占用者に対し、占用物件の速やかな撤去、修繕等を命じることになります。

３　その他

　　　・道路占用物件の巡視、点検等の際、道路部分に亀裂、陥没等の不具合を見つけた場合は、道路管理者まで通報のご協力をお願いいたします。

　　　・今後、道路管理者から、道路占用者に対して、占用物件の維持管理の状況等について文書による報告を求める可能性があります。

４　本件問い合わせ先

筑紫野市 建設部 管理保全課

　　　　電話092-923-1111（内線533・534・535）

　　　　FAX 092-923-7979 email; ijikanri@city.chikushino.fukuoka.jp